

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名 蓮田市長	
3. 市区町村名	蓮田市		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1		
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費受給者	ひとり親等の医療費助成に関する事務	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年4月1日		
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない		▼
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係			▼

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年蓮田市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蓮田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年蓮田市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年蓮田市条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を助成することにより、(ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援)し、もって(ひとり親家庭等の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年蓮田市条例第19号)蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成4年蓮田市規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第3号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ハ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ホ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親医療費の助成を受ける資格の認定の申請事項についての変更の届出及び現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成施行規則第13条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ヘ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成施行規則第3条
②情報提供者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親医療費の助成を受ける資格の認定の申請事項についての変更の届出及び現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第3号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ハ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ホ	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--